

指定管理者制度導入施設評価票  
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県中央地区老人福祉総合エリア	所在地	秋田市御所野下堤5丁目1-1
指定管理者	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	県所管課	長寿社会課 調整・長寿社会推進チーム

1 施設の概要													
設置目的	利用者一人一人が、豊かで安らぎのある自分らしいライフステージを築けるようサポートするとともに、地域・世代間交流、健康増進、生きがいづくりの拠点として、多様なサービスを提供する。												
県の施策上の施設の位置付け	なし												
設置年	1997年	経過年数	29年	目標使用年数	60年	残年数	31年	施設面積	9344.55㎡				
施設の設置状況	コミュニティセンター、屋内運動広場、プール 等												
県内類似施設	貸館、運動施設、保養施設：秋田市中高齢労働福祉センター（秋田市）貸館：TKPメトロポリタン秋田カンファレンスセンター（株式会社TKP/秋田市）保養施設：秋田温泉さとみ（秋田市）					東北各県類似施設		岩手県立福祉の里センター（岩手県）					
施設の基本的な方針（個別施設計画）	方向性	方向性に向けた対応											
	存続	利用者の安全に配慮し、計画期間中は機能維持のための修繕を実施し、継続使用する。											
料金制	利用料金併用制	主な料金設定		別紙による									
指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日（5年間）					営業期間・時間・休館日/毎週月曜日（祝祭日の場合は直後の平日）・開館時間/9:00~19:00							
指定管理業務の内容	①使用の許可、使用許可の取消並びに使用の制限及び停止に関する業務②施設及び設備の維持管理に関する業務③施設の利用を通じた高齢者の健康増進、生きがいの創出及びレクリエーションの機会の提供に関する業務					自主事業の内容		①健康増進事業②親子体験教室③世代間交流④エリア感謝祭⑤作品展示コーナーの提供⑥広報活動⑦各種定期教室					
サウンディング実施対象	○	年間利用者数（人）	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	年間利用収入（千円）	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
			92,585	77,335	89,080	84,873	88,575		29,883	26,605	30,022	27,212	33,551
収支決算（千円）	収入	項目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	増減要因の分析					
		利用料収入	29,883	26,605	30,022	27,212	33,551	年間利用者数	令和6年度においては、11月途中から2月まで空調工事に伴い施設の利用を全面休止していた。このため、令和7年度は相対的に利用者数が増加し、休憩・入浴利用は14%増、宿泊利用は21%増となった。一方、夏から秋にかけてのクマの出没等の影響により、緑地運動広場の利用が約40%減少した。さらに、例年11月に実施しているエリア感謝祭でも屋外イベントを制限したことから42%減の集客となった。なお、会議室関係の利用については約5%の減少となった。これらの状況を踏まえ、年間を通した利用率は4.4%増、利用者数は3,702人の増加となった。				
	指定管理料	121,059	104,559	103,271	102,000	100,747							
	その他収入	881	84	132	127	196							
	合計	151,823	131,248	133,425	129,339	134,494	収支決算	支出面では、職員の欠員等により人件費が3,380千円の減となった。一方で、利用実績の増加等に伴い光熱水費が2,743千円の増、さらに業務委託契約における人件費等の増により委託料のうち業務委託費が1,197千円の増となった結果、全体では5,150千円の増となった。収入面では、利用者数の増加により、休憩・入浴は26%の増収、宿泊は45%の増収となった。また、全体の利用率は4.4%増であったことに加え、令和7年4月からの新料金改定により、23.3%増の5,857千円の増収となっている（テナント料等を除く）。これらの増減を総合すると、令和6年度は5,254千円の赤字であったが、令和7年度は利用増及び料金改定の影響により、1,626千円の黒字となった。					
	人件費	57,045	49,495	50,050	51,190	47,810							
	光熱水費	44,488	41,266	38,844	38,248	41,095							
	修繕費	5,683	6,186	3,976	2,335	3,665							
	委託料	11,486	11,261	11,274	20,873	21,692							
	その他支出	28,087	25,642	25,024	21,947	18,606							
合計	146,789	133,850	129,168	134,593	132,868								
収支差	5,034	▲ 2,602	4,257	▲ 5,254	1,626								

指定管理者制度導入施設評価票  
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県中央地区老人福祉総合エリア	所在地	秋田市御所野下堤5丁目1-1
指定管理者	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	県所管課	長寿社会課 調整・長寿社会推進チーム

2 <観点Ⅰ> 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

運営方針・施設の利用目標					
目標・実績	目標の内容	利用者数 88,450人			
	年度	R 5	R 6	R 7	増減要因の分析
	目標	78,810	87,960	88,450	夏から秋にかけての周辺地域へのクマの出没により、一部利用の制限やイベントの縮小等があったが、休憩・入浴利用者増に向けて、これまでと同様に毎月第2水曜日の休憩入浴割引デーのほか、月曜日の祝日に当たる日にも割引デーを実施し、新規利用者の獲得も図り多くの方にご利用いただいた。また、発酵食品をテーマとした健康づくり事業や、ミニ四駆団体との協賛イベント等の開催を通して多くの方に参加いただいた。
	実績	89,080	84,873	88,575	
	達成率	113.0%	96.5%	100.1%	
具体的な取組とその効果	『エリアだより』を毎月作成し、市民サービスセンター・御所野町内各戸へ配布するとともに、ホームページや中央エリアバス停ポスターケースを利用して事業の周知に努めた。また、健康と身体機能の維持を目的とした各種教室に若年から高齢の方まで幅広い世代の参加があり、充実した健康増進・生きがいづくり事業が開催できた。				
次年度の目標	目標の内容	利用者数119,491名			
	設定の根拠	令和7年度等の実績をもとに、10月に営業再開が予定されるプールの利用人数を加算し目標人数を設定した。			
<観点Ⅰ> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）		
	指定管理者	A	クマの出没等により、一部利用の制限やイベントの縮小等があったが、新規利用者獲得に向けた割引デーの実施、健康増進や身体機能の維持を目的とした教室やイベント等の開催を通して、目標人数に達することができた。		
	県所管課	A	クマの出没による利用制限やイベント縮小という厳しい状況において、新規利用者獲得に向けた割引デーの新設や多角的なイベントの開催により目標を達成できている。		

3 <観点Ⅱ> 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

利用者満足度の実績	年度	R 5	R 6	R 7	増減要因の分析
	実績 (%)	86.4	97.4	84.4	概ね好評のご意見をいただいているが、施設設備の故障等や他利用者への苦言のご意見も見受けられた。
	具体的な取組とその効果	職員の接遇等については好意的な意見をいただいている。物価高騰に伴い4月1日より料金改定を行ったところ、利用者からは休憩・入浴等の料金がやや高いとの意見が寄せられた。このため、これまでの毎月第2水曜日の半額デーに加え、新たに月曜日の祝日に当たる日等にも割引イベントを実施した。また、こどもの日には休憩・入浴料金を終日割引とし、県民の日および敬老の日には緑地運動広場を無料開放するなど、利用者サービスの向上に努めた。さらに、多くの利用者の声を把握できるよう、施設内の複数箇所に調査用紙を設置し、意見収集の強化を図った。			
<観点Ⅱ> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）		
	指定管理者	A	寄せられたご意見は職員間で共有するとともに、苦情解決処理委員会で報告し、第三者委員から意見や助言を得てお客様サービスの向上に努めた。		
	県所管課	A	令和7年4月の料金改定に対して、割引の新設など利用者の負担軽減に努めているほか、設備の故障等の課題に対しては、アンケート用紙の増設など自ら強化している。		

指定管理者制度導入施設評価票  
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県中央地区老人福祉総合エリア	所在地	秋田市御所野下堤5丁目1-1
指定管理者	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	県所管課	長寿社会課 調整・長寿社会推進チーム

4 <観点Ⅲ> 県民サービス及び業務効率性の向上と公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

モニタリング項目	モニタリング項目		主な視点	指定管理者	県所管課
	①	②			
モニタリング項目	管理運営体制	① 職員の配置状況	事業計画書等に照らして適切な職員配置となっているか 等	B	B
		② 職員の勤務実績	事業計画書等に照らして適切な勤務実績となっているか 等	B	B
		③ 職員の処遇等	職員の処遇が労働法規に反していないか 等	A	A
		④ 施設等の適切な管理	事業計画書等に照らして日常的な保守管理や定期点検、清掃、警備、修繕等がなされているか 等	A	A
		⑤ 備品の適切な管理	備品の紛失・損傷はないか 等	B	B
		⑥ 個人情報の保護	個人情報取扱特記事項が遵守されているか 等	A	A
		⑦ 安全・安心の確保	事故防止マニュアルや緊急時連絡体制を整備しているか 等	A	A
		⑧ 経費の低減・収入の増加	経費の低減や収入の増加の取組が進められ、前年度と比較し、施設の収支状況が改善されたか 等	A	A
		⑨ 健全な経営	指定管理者選定時の財務指標と比較し、特段の経営の悪化がみられないか 等	A	A
	サービス向上	① 開館日・開館時間等	事業計画書等に照らして適切な開館状況となっているか 等	A	A
		② 業務の実施	事業計画書等に照らして適切な業務が実施されているか 等	A	A
		③ 施設の使用許可	事業計画書等に照らして適切に使用許可がされているか、優先的又は不利益な取り扱いはないか 等	A	A
		④ 職員の接客	丁寧な対応や挨拶がなされているか、名札着用や適正な服装をしているか 等	A	A
		⑤ 広報・利用情報の発信	ウェブサイトやSNS、パンフレットなど、多様な媒体により積極的な広報を実施しているか 等	A	A
⑥ 利用者の相談・意見・苦情		ウェブサイトや電話等による相談窓口を整備し、利用者からの相談・意見・苦情への対応策を講じているか 等	A	A	
⑦ 課題への対応		利用状況のほか、満足度調査等から課題を抽出し、対応策を講じているか 等	B	B	

<観点Ⅲ> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）
	指定管理者	B	屋内温水プールが改修中のため100%の集客環境ではないが、利用者の方々に満足いただける事業を実施することで活況を取り戻しつつある。
県所管課	B	指定管理業務について、適正に実施されている。 クマの出没は今後も予想されるため、利用者の安全に配慮した施設運営に努めるとともに、クマ出没で制限される中でも実現可能な自主事業開催等を引き続き検討してもらいたい。	

指定管理者制度導入施設評価票  
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県中央地区老人福祉総合エリア	所在地	秋田市御所野下堤5丁目1-1
指定管理者	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	県所管課	長寿社会課 調整・長寿社会推進チーム

5 県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方

県の施策の達成状況	地域・世代間交流や生きがいづくりの拠点として、子どもからお年寄りまで様々な年齢層に利用されており、利用者の健康増進及び生きがいづくりの創出に寄与している。
施設運営の課題	建設から29年が経過し、施設の老朽化が課題となっている。屋根の改修工事により営業を休止している屋内温水プールについて、早期に営業を再開させる必要がある。
今後の方向性	屋内温水プールの屋根改修工事を着実に実施し、更なる利用者の増加を目指す。

6 外部有識者委員会による評価（提言）

評価(提言) 令和5年度	施設の管理運営状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プールの休止が継続していることによる利用者減等の影響は致し方ないが、コロナ禍での休憩利用者数、宿泊利用者数の前年度比大幅増は評価できる。</li> <li>・感染症や自然災害が発生した際を見据えたBCP(業務継続計画)を策定していることは評価できる。様々な激甚災害等が発生している最近の状況を踏まえ、引き続き状況に即した見直し等を進めていただきたい。</li> <li>・経費低減に向けて取り組んでおり評価できる。</li> <li>・プール再開後の収支分析については検討が必要と考える。利用者増に伴い経費増も予想されることから、利用料金収入と経費のバランスを十分に分析しておく必要があると考える。</li> <li>・厳しい収支も見られることから、経営改善について検討が必要と考える。ユーティリティコストの上昇分を現行の指定管理料の範囲でどのように対応するのか検討が必要と考えるが、指定管理料のみならず、魅力的なイベント開催等による更なる誘客に努めて、利用料収入の更なる増加へ向けた取組を進める必要がある。</li> </ul>
	県の施策達成に向けた施設運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の健康増進を通して地域に貢献している施設であり、プール施設修繕を最優先で進めていただき、計画的な修繕対応をしていただきたい。</li> <li>・健康増進は、間接的にあらゆる面で効果をもたらしていると感じており、対象地域の医療費低減にも繋がっている可能性も考えられることから、取組を継続していただきたい。</li> <li>・施設の老朽化への対応について検討が必要と考える。県や関係市町村の支援が可能な場合を含めた検討や、設備導入等に関して緊急度を踏まえた優先順位を整理した「設備投資計画」等の策定も必要ではないかと考える。</li> </ul>
評価(提言)を踏まえた対応方針 令和5年度	指定管理者	<p>地域・世代間交流、健康増進、生きがいづくりの拠点として、下記の事業展開を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プール：運営手法や人員配置他、事前準備・検討を十分に行い、スムーズなプール再開・運営の実施</li> <li>・健康や生きがいづくりに貢献し、利用者増に向けた満足頂けるサービスとイベントの充実</li> <li>・老朽化した設備の効率的な維持管理</li> </ul>
	県所管課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内温水プールの修繕等については、工期内に修繕が完了できるよう、引き続き関係機関と連携しながら進めていきたい。</li> <li>・健康増進活動については、老人福祉総合エリアの設置目的となっており、この目的の達成に向け、引き続き高齢者の健康増進に繋がるような事業が展開されるよう、指定管理者として働きかけていきたい。</li> <li>・施設老朽化への対応については、修繕の優先順位等を考慮して策定した「あきた公共施設等総合計画に基づく個別施設計画」に基づき、計画的な修繕ができるよう関係機関と協議を図っていくが、県全体としての修繕の優先順位の整理については、この協議の中で整理されるものと考えている。</li> </ul>
対応方針の進捗状況 令和7年度	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内温水プールの外壁工事は計画どおり進捗し、現在、全体の90%以上が完了している。令和8年10月の営業再開に向けて、内壁工事への円滑な移行が図られるよう施工業者との情報共有を進めている。また、営業再開後の円滑な運営に向け、プール指導員の確保を目的として、ハローワークやホームページを活用した求人準備を進めている。</li> <li>・健康・生きがいづくり教室には幅広い世代が参加しており、「楽しく体操」や「太極拳」では定員を上回る申込みがあるなど、利用者の増加が見られている。また、ヨガ教室についても受講者が増加しており、運動系教室の充実が図られている。世代間交流事業では、保育園児と老人ホーム入居者によるさつまいもの苗植えを実施し、交流を深めることができた。一方で、収穫についてはクマの出没により中止となったことから、今後は安全確保に向けた対応が課題となっている。</li> <li>・建築基準法等に基づく各種点検を実施し、経年劣化に伴う不具合については利用者の安全確保を最優先として適切に対応した。また、大規模修繕に関しては、必要な対応について秋田県へ報告及び要望を行った。</li> </ul>
	県所管課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内温水プールの修繕等については、工期内に修繕が完了できるよう、関係機関と連携しながら進めている。</li> <li>・健康増進活動については、楽しく体操や太極拳、ヨガ教室などの健康教室事業が展開されており、高齢者の健康増進に繋がる活動を継続している。引き続き、健康増進、生きがいづくりの拠点として、多様なサービスを提供できるよう、指定管理者と連携して活動を進めたい。</li> <li>・施設の修繕及び老朽化への対応については、「あきた公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画」に基づき、計画的な修繕ができるよう関係機関と協議を図っていくが、必要性、緊急性等を踏まえて優先順位を精査しながら、今後も取り組んでいきたい。</li> </ul>

○秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例

平成十七年七月八日  
秋田県条例第六十四号

秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例をここに公布する。

秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例

(設置)

第一条 高齢者に対して健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションのための便宜を供与するとともに、高齢者の福祉に関し、相談に応じ、並びに情報の収集及び提供を行うため、秋田県中央地区老人福祉総合エリア(以下「エリア」という。)を秋田市御所野下堤五丁目一番地の一に設置する。

(使用の許可)

第二条 エリアの施設のうち、次に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、屋内運動広場を貸切使用によらず使用する場合は、この限りでない。

- 一 コミュニティセンターの会議室、研修室、視聴覚室、多目的ホール、茶室、文芸室、陶芸室、木工室及び宿泊室
- 二 屋内運動広場
- 三 緑地運動広場

(平二六条例四四・全改)

(使用の許可の取消し等)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- 二 使用の目的を変更したとき。
- 三 知事の指示に従わなかったとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、エリアの管理上支障が生じたとき。

(使用料の徴収)

第四条 使用の許可を受けて第二条各号に掲げる施設を使用する者及びエリアのコミュニティセンターの休憩用施設又はエリアの屋内温水プールを使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

- 2 使用料は、施設の使用の都度徴収する。ただし、回数券による使用料については、これを発行するときに徴収する。
- 3 前項の規定にかかわらず、知事は、特別の理由があると認める者については、使用料を後納させ、又は分納させることができる。

(使用料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第六条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により施設を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第七条 エリアの管理は、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
  - 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
  - 三 エリアの利用を通じた高齢者の健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションの機会の提供に関する業務
  - 四 前三号に掲げるもののほか、エリアの管理に関し知事が必要と認める業務
- 2 前条の規定によりエリアの管理を指定管理者に行わせる場合における第二条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準)

第九条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、使用時間及び休業日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従ってエリアの管理を行わなければならない。

(利用料金の収受)

第十条 第七条の規定によりエリアの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、使用の許可を受けて第二条各号に掲げる施設を使用する者及びエリアのコミュニティセンターの休憩用施設又はエリアの屋内温水プールを使用する者から利用料金を自己の収入として収受するものとする。この場合において、第四条から第六条までの規定は、適用しない。

(利用料金の承認)

第十一条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 知事は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 別表の規定を基準として定められていること。

二 第八条第一項各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。

三 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 知事は、第一項の承認をしたときは、当該承認をした利用料金を公告するものとする。

4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をエリアにおいて公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供するように努めなければならない。

(令七条例二・一部改正)

(利用料金の減免)

第十二条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第十三条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、使用者の責めに帰することができない理由により施設を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認められた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(規則への委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第十一条の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

(秋田県中央地区老人福祉総合エリア等使用料徴収条例の廃止)

3 秋田県中央地区老人福祉総合エリア等使用料徴収条例(平成九年秋田県条例第十一号)は、廃止する。

附 則(平成一八年条例第一四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年条例第四四号)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例第十一条の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成二八年条例第三七号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十六号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則(平成三一年条例第一四号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則(令和七条例第二号)

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

附 則(令和七条例第二〇号)

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

別表(第四条、第十一条関係)

(平一八条例一四・平二六条例四四・平二八条例三七・平三一条例一四・令七条例二〇・一部改正)

一 コミュニティセンター

(一) 施設使用料

区分	使用料の額
----	-------

会議室	一時間につき	一、四六〇円
研修室	一時間につき	一、六九〇円
視聴覚室	一時間につき	一、六九〇円
多目的ホール	一時間につき	二、八二〇円
茶室	一時間につき	九七〇円
文芸室	一時間につき	一、四六〇円
陶芸室	一時間につき	一、六九〇円
木工室	一時間につき	一、六九〇円
宿泊室	幼児	一人一泊につき 一、三二〇円
	小学校児童	一人一泊につき 二、六六〇円
	一般	一人一泊につき 三、六一〇円

備考

- 一 この表に掲げる施設(宿泊室を除く。)の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
- 二 この表に掲げる施設(宿泊室を除く。)の使用において、使用者が入場料(使用者が、いずれの名義とするかを問わず、これらの施設の入場者から徴収するその入場の対価をいう。)を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、この表に定める額に一・五を乗じて得た額とする。
- 三 この表において「幼児」とは、三歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 四 この表における「小学校児童」には、これに準ずる者を含むものとする。

(二) 設備使用料

区分	使用料の額(一式一回につき)
一六ミリ用映写機	三、〇五〇円
スライド用映写機	六六〇円
オーバーヘッドプロジェクター	六六〇円
プロジェクター	六六〇円
ビデオテープレコーダー	六六〇円

(三) 休憩使用料

区分	使用料の額	
小学校児童	一人一回につき 三三〇円	
一般	一人一回につき 六八〇円	
回数券(六回券)	小学校児童	一、六九〇円
	一般	三、三八〇円

備考 この表における「小学校児童」には、これに準ずる者を含むものとする。

二 屋内運動広場、屋内温水プール及び緑地運動広場

区分	使用料の額	
屋内運動広場	一面一時間につき 四八〇円	
屋内温水プール	幼児、小学校児童及び中学校生徒	一人一回につき 二三〇円
	高等学校生徒及び高等専門学校の学生	一人一回につき 四〇〇円
	一般	一人一回につき 五六〇円

屋内温水プール回数券(六回券)	幼児、小学校児童及び中学校生徒	一、一三〇円
	高等学校生徒及び高等専門学校の学生	一、九七〇円
	一般	二、八二〇円
緑地運動広場		一人一日につき 二二〇円

備考

- 一 屋内運動広場の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
- 二 この表において「幼児」とは、三歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 三 この表における「小学校児童」、「中学校生徒」及び「高等学校生徒及び高等専門学校の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- 四 この表において「一回」とは、規則で定める時間帯のうちいずれか一の時間帯における使用をいう。